

明治大学の 研究不正防止への 取り組み

明治大学では、以下の規程等を定め、
研究不正行為の防止に取り組んでいます。



- 明治大学研究者行動規範
- 研究活動の不正行為にかかわる通報処理に関する規程
- 研究活動の不正行為にかかわる通報処理に関する運用細則

http://www.meiji.ac.jp/osri/ethics_office/outline.html

(一部抜粋)

明治大学研究者行動規範

2007年11月7日理事会承認

明治大学(以下「本大学」という。)は、「明治大学社会連携ポリシー(2004年10月26日理事会承認)」のほか、学術研究の信頼性及び公平性を確保するとともに、研究活動を行う機関としての社会的な責任を果たすため、本大学において研究活動を行うすべての者(以下「研究者」という。)を対象として、以下のとおり明治大学研究者行動規範(以下「行動規範」という。)を定める。

研究者は、行動規範に定める事項を遵守し、学術研究の適切なマネジメントに努めるとともに、広く社会の発展に寄与するよう努めなければならない。

1 学術研究における不正行為の防止等

研究者は、自らの研究活動の立案、計画、申請、実施、報告等の過程において、研究データ、資料(試)料等の管理・保存等に関し、厳密な取扱いを徹底して、捏造、改ざん、盗用等の不正行為を行わないことはもとより、不正行為の発生を未然に防止するよう努めなければならない。

〈不正のない研究活動を〉

研究不正行為を行った場合、学則等に基づき、処分の対象となることがあります。処分を受けることにより、自身の学習・研究計画ひいては将来に支障を来すことになり、また、周囲からの信頼を失うこととなります。学部学生においては、定期試験に代えて実施されるレポートや論文において、盗用(剽窃)等の不正行為が明らかであれば、定期試験での不正行為(カンニング)と同様の処分(その科目のみならず当該期の全登録科目の不合格や停学処分等)の対象となることがあります。不正行為なく、誠実で責任ある研究活動に取り組んでください。

発行：明治大学研究・知財戦略機構

明治大学研究倫理オフィス 駿河台キャンパス アカデミーコモン7階
TEL 03-3296-4550・4551 E-mail:munw@mics.meiji.ac.jp

2017年3月発行

学生の皆さんへ

明治大学での 研究のために

健全な研究の実現に向けて

研究活動は、真理の追求そして新たな知の創造であり、学術の発展、更に社会の発展に貢献する重要で価値のある活動です。そして研究活動は、学部そして大学院の全ての学生が取り組むものです。皆さんも、自身でテーマを決めて研究活動に取り組み、学生生活をより実りあるものにしてください。



明治大学
MEIJI UNIVERSITY

●研究活動の意義

研究活動の基本的な流れは、自身で決めたテーマについて仮説を立て、根拠データや資料を集めて検証し、そしてその成果を公開し、それを基に皆で議論し知見を更に深めるというものです。皆さんが授業などで課されるレポートや卒業論文などの作成及び発表などの活動も、研究活動と捉えることができます。そして、このような研究活動に取り組むことによって得られる問題発見・解決能力、分析力、表現力、協調性などは、学部卒業後や大学院修了後の職業や社会活動においても求められるものです。

●研究活動に求められること

責任ある研究活動を行うために、研究活動には主に以下の要素が求められます。

- 〈正直さ〉情報を正直に伝え、誠心誠意を尽くすこと。
- 〈正確さ〉得られた所見を誤りなく正確に伝えること。
- 〈客観性〉事実をありのままに表現して、先入観や思い込みを含めないこと。
- 〈再現性〉誰が実験をしても同様の結果が得られること。
- 〈透明性〉グループでの研究においては、自由に意見を出し、相互に批判できるような体制作りを努めること。

●正しい研究成果を出すために

研究成果には「正確さ」が求められますが、次の行為はデータの発表や論文発表に当たって、その信憑性を揺るがす行為であり、場合によっては研究不正に繋がる可能性がある行為です。こうした行為は行わないよう、十分注意してください。

- データの品質あるいはデータそのものを不正確に表記する。
- 有意な結果を出そうとして、恣意的なデータ解析をする。
- 自らの研究の意義をアピールするため、先行研究について不当な評価をする。
- 観察結果に関して、偏見を持った考察を行う。
- データで示されていない結論を述べる。

●研究成果の証明のために

自分の研究が正しく行われたことの証明のため、また、研究成果が自分のものであることの証明のために、日頃から以下のとおり研究データなどの保存に努めてください。

- 研究過程や結果を研究ノート(含・電子ファイル)に(正確に)記録しておいてください。
- 研究ノート、貴重な研究データ、研究資料を一定期間、保管しておいてください。
- 既に発表した研究記録や、他の研究者にとって有用な研究記録を後日見返せるように保管しておいてください。

※CITI Japan e-learning教材 責任ある研究行為：基盤編(RCR)の構成単元より引用

●研究不正行為とは

研究活動は、不正がなく正しい方法で実施されてこそ、はじめて価値あるものとなります。次に掲げる行為は、研究活動の価値を否定する、研究不正行為です。絶対に行ってははいけません。なお、自身の研究上の行為が研究不正行為に該当するかどうか、疑問に思った場合は教員に相談してください。

ねつ造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

【事例】実験、調査、インタビューなどを実施していないにもかかわらず、あたかも実施したかのごとく架空のデータや検証結果などを作り上げ、レポートや論文などに記載する。

改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

【事例】論文に掲載する画像、データ、グラフなどについて、研究者が証明しようとしている結論に無理に合わせるために、ありのままのものから書き換えること。

※「ねつ造」と「改ざん」は定義上区分されていますが、実際は両者が混在したケースもあり、区別が難しいことがあります。

盗用(剽窃)

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

【事例】①活字媒体(書籍・雑誌等)やWEBサイト等に掲載された他人の文章(無署名であっても)や資料等を出典を示さずにそのまま使い(コピー&ペースト)、レポート・論文を作成すること。②引用した部分を具体的に示さず、レポート・論文の最後に「〇〇参照」などと簡単に触れるにとどめること。③他人が作成した文章をあたかも自分が作成したかのごとくみせかけて、レポート・論文を作成すること。

なお、上記に類似した行為、及びこれを助ける行為も盗用(剽窃)とされます。

※研究不正行為の定義は「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日 文部科学大臣決定)より引用。
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

論文等の作成における以下の行為も、研究不正行為と位置付けられます。

不適切なオーサiership

著者としての資格がないのに著者として掲載されていたり、逆に著者としての資格がありながら、著者に加えられていなかったりすること。

二重投稿

著者自身によってすでに公表されていることを開示することなく、同一情報を投稿し、発表すること。